

意見書（案）第23号

18歳までの子どもの医療費完全無償化を求める意見書

上記の意見書（案）を別紙のとおり提出する。

令和4年9月30日

三鷹市議会議長 土 屋 けんいち 様

提出者	三鷹市議会議員	前 田 ま い
賛成者	〃	伊 沢 けい子

## 18歳までの子どもの医療費完全無償化を求める意見書

東京都は、2023年度から、子どもの医療費の補助対象を現在の中학생までから高校生までに拡大する方針を明らかにした。高校生までの医療費無償化について、所得制限を設けた上で、自己負担分（200円を除く）の半額を助成し、残りの半額を市区町村が負担することとしている。なお、実施に当たり、2023年度から3年間は市区町村負担分を東京都が負担することとした。東京都の動きを受けて、23区では、18歳までの医療費の完全無償化を行うことを発表した。しかし、現状でも23区と多摩・島嶼地域では格差が生じており、新たな多摩格差を生み出すようなことはあってはならない。

本市では、長引くコロナ禍において、お金の心配なく子どもを医療につなげたいとの保護者の切実な声を受け、東京都の実施に先駆けて10月より助成拡充を図り、義務教育就学児の医療費助成も含め所得制限を撤廃するが、1回につき200円の自己負担が残っている。

本来、子どもに対する支援は、住んでいる地域や保護者の経済力によって差をつけるべきではなく、都内に住む子どもたちがひとしく医療を受ける権利を保障することが必要である。財政力が弱い多摩地域が今後も恒常的に助成を実施、継続するためには、東京都からの財政措置が不可欠であり、東京都の責任において、子どもの医療費を完全無償化すべきである。

よって、本市議会は、東京都に対し、下記の事項を求める。

### 記

- 1 小・中学生及び高校生までの医療費助成について、東京都として、所得制限を撤廃し、完全無償となるよう、市区町村への財政支援を行うこと。
- 2 高校生までの医療費助成について、実施主体の市区町村の負担分への助成を3年間と限定せず、その後も財政支援を継続すること。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和4年9月30日

三鷹市議会議長 土 屋 けんいち